

日 時：令和7年3月5日（水）13：30～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：大島委員長代理、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、  
宍戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、

吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○事務局 定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、藤原委員長、小笠原委員が御欠席です。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、大島委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いいたします。

○大島委員長代理 それでは、ただいまから、第316回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は七つです。

議題1「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について」、事務局から説明をお願いします。

○芦田企画官 それでは、資料に沿って御説明いたします。

今回お諮りする資料は、個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）となります。こちらは2月5日、2月19日の委員会に続き、個人情報保護法の3年ごと見直しの各論点について想定される具体的な規律の方向性に関する考え方等を示すものです。

今回は、「個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」の一部及び「個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方」の中に記載された各論点を扱っております。

そして、資料としては、今回新たにお示しする項目についての想定される具体的な規律の方向性に関する考え方等々、2月5日及び2月19日に示した項目と併せて制度的論点全体について考え方を整理して示す形としています。

これまでの委員会における御説明と重なりますが、本日、これをお認めいただきましたら、今後、本文書の内容を踏まえつつ、ステークホルダーとの議論を続けていくこととしたいと考えています。

まず、5ページを御覧ください。「第2 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」の「1 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方」です。個人情報取扱事業者等におけるDXの進展に伴い、個人データ等の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースが拡大しています。このような状況を踏まえ、個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託が行われる場合について、委託された個人データ等の取扱いの態様やその適正性を確保する能力など、当該個人データ等の取扱いに係る実態を踏まえ、当該個人データ等の適正

な取扱いに係る義務の在り方を検討することとしてはどうかとしています。

続いて、8ページを御覧ください。第3の「1 勧告・命令等の実効性確保」です。まず(1)として「速やかに是正を図る必要がある事案に対する勧告・命令の在り方」を挙げています。現行法上、緊急命令は、違反行為による個人の重大な権利利益の侵害が既に発生している場合に限り、当該違反行為を是正させるために発出し得ることとしていますけれども、個人の権利利益の侵害を防ぐ観点から、重大な権利利益の侵害が切迫している段階において速やかに緊急命令を発出して違反行為を是正させる必要のある事案が生じています。

具体的には、注29にあるとおり、名簿の販売先が法に違反するような行為を行う者にも名簿を転売する転売屋（ブローカー）だと名簿販売業者が認識していたにもかかわらず、当該販売先に対し、意図的にその用途を確認せずに名簿を販売した事案が挙げられます。当該事案においては、当該販売先（転売屋）を通じて当該名簿が犯罪グループ等により取得され、当該名簿を利用した特殊詐欺等が行われるおそれがあるため、当該名簿に掲載された本人は、その名簿が販売される限り特殊詐欺等の被害に遭うおそれにさらされ、かつ、そのおそれが高まっていく状態に置かれることとなります。

そこで、違反行為により個人の重大な権利利益が侵害される事実が既に発生している場合に加えて、当該侵害が切迫している場合においても、勧告を経ることなく緊急命令を発出することができることとしてはどうかとしています。

また、違反行為による個人の重大な権利利益の侵害がいまだ切迫しているとまでは認められない場合であっても、当該侵害のおそれが生じており、かつ、勧告によって自主的な是正を待たないにもかかわらず、依然として当該違反行為が是正されない場合においては、命令を発出することができるようにしてはどうかとしています。

次に、(2)として「個人の権利利益のより実効的な保護のための勧告・命令の内容の在り方」を挙げています。法に違反する個人情報等の取扱いがあった場合において、本人が自らその権利利益を保護するための措置を講ずるためには、その前提として、当該取扱いがあったことを認知する必要があります。例えば注30にあるとおり、法第19条に違反して犯罪者グループ等の違法行為を行う蓋然性が高い第三者に名簿が提供された場合、当該名簿に掲載された本人は、これを利用した特殊詐欺の被害等を受けるおそれがあるが、そのような状況を認知していなければ、特殊詐欺等から自らを守るための対策を講ずることができないこととなります。

9ページに移りまして、そこで、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置に加えて、本人に対する違反行為に係る事実の通知又は公表その他の本人の権利利益の保護のために必要な措置を勧告・命令の内容とすることができることとしてはどうかとしています。

次に、(3)として「命令に従わない個人情報取扱事業者等の個人情報等の取扱いに関係する第三者への要請の導入の要否」を挙げています。近時、違反行為の中止命令及び当

該命令違反の罪に係る刑事告発を受けるに至っても当該違反行為を停止しない悪質な個人情報取扱事業者等が現れています。例えば注31にあるとおり、法第19条や第27条等に違反して、官報に掲載されている破産手続開始決定を受けた個人の氏名や住所等の個人データが地図データとひも付けられる形でウェブサイト上において公表された事案において、委員会は、当該ウェブサイトの運営者が法に違反した「当該個人情報取扱事業者等」であるとして、当該運営者に対して当該ウェブサイトの停止等を命令し、刑事告発を行っているものの、当該運営者は命令に従わなかったということがありました。

一方、当該事案において、当該運営者が自ら当該ウェブサイトを停止しない場合であっても、当該ウェブサイトの配信に用いられているサーバのホスティング事業者が当該運営者による当該サーバの利用やサーバ自体の機能を停止することや、検索エンジンサービス事業者がウェブサイトのドメイン名等の情報表示を停止することにより、個人の権利利益侵害のおそれを減少させることが可能であるといえます。

個人情報取扱事業者等による違法な個人情報等の取扱いにより個人の権利利益の侵害又はそのおそれが生じ、当委員会により命令が発出されたものの、その事業者がこれに従わない場合において、その違反行為による個人の権利利益の侵害又はそのおそれを排除するためには、この個人情報等の取扱過程や流通過程の一部に関わることになってしまっている事業者が、その取扱いのために用いられる役務の提供の停止、当該個人情報等の送信の中止等の措置をとることが必要かつ効果的であると考えられます。

現行法上は、委員会による命令は、法の義務規定に違反した個人情報取扱事業者等に対してのみ発出することができるものであり、当該違反行為に関わることとなってしまう第三者に対して、当該個人情報取扱事業者等へのサービス提供の停止等を命じることはできず、任意の要請に係る根拠規定もありません。

これを踏まえ、違反事業者に対する命令が発出されている場合における、以下二つの類型の第三者に対する要請について、根拠規定を設けることとしてはどうかとしています。

一つ目は、委員会による命令を受けた個人情報取扱事業者等による違法な個人情報等の取扱いを、当該個人情報取扱事業者等との契約に基づき補助する第三者に対する、当該違反行為を中止させるために必要な措置を講ずるべき旨の要請です。ここでいう「第三者」は、注32にあるとおり、個人情報等の保存に用いるためのクラウドサービスを提供する事業者、個人情報を公開するためのサーバのホスティング事業者、当該サーバのドメイン名をIPアドレスに変換するDNSサーバのホスティング事業者等を想定しています。

10ページ目に移りまして、二つ目は、委員会による命令を受けた個人情報取扱事業者等による違法な個人情報等の取扱いが、特定電気通信による当該個人情報等の送信である場合における、その特定電気通信による当該個人情報等の流通に係る特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者に対する、その流通を防止するために必要な措置を講ずるべき旨の要請です。ここでいう「特定電気通信役務提供者」は、注33にあるとおり、検索サービス提供事業者等を想定しています。

また、第三者が上記要請に応じた場合における当該第三者の個人情報取扱事業者等に対する損害賠償責任を制限することとしてはどうかとしています。

続いて、「2 悪質事案に対応するための刑事罰の在り方」についてです。現行法上、第179条及び第180条が定める刑事罰の対象となる個人情報データベース等又は保有個人情報の提供行為は、不正な利益を図る目的での提供行為に限られていますが、本人の権利利益を害する程度においては、不正な利益を図る目的での提供行為と加害目的での提供行為とで差異が認められないため、この点を見直し、「不正な利益を図る目的」に加え、「損害を加える目的」に基づく提供行為についても、両条に基づく刑事罰の対象行為としてはどうかとしています。

また、不正に取得された個人情報は、当該情報を用いた詐欺その他の犯罪等につながり得る不適正な利用がなされる蓋然性が高いため、詐欺行為や不正アクセス行為その他の個人情報を保有する者の管理を害する行為により個人情報を取得する行為について、当罰性の観点から、「不正な利益を図る目的」又は「損害を加える目的」に基づくものに限定した上で、直罰の対象とする必要があるのではないかとしています。

さらに、各罰則規定の法定刑について、他の罰則規定との均衡も踏まえ、適切な見直しをすることが適当ではないかとしています。

続いて、「3 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段（課徴金制度）の導入の要否」についてです。課徴金は、行政上の措置として機動的に賦課されるものであり、違反行為の経済的誘因を小さくすることにより、違反行為を抑止することを目的として導入されるものです。このような課徴金制度については、事後チェック型を志向する現代の市場経済社会において重要な法執行上の役割を果たしていると指摘されています。

課徴金制度については、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」を踏まえ、昨年7月から「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」を開催し、計7回の会合を経て、昨年12月末に議論の状況を整理した報告書を取りまとめました。この報告書は、課徴金制度の導入の必要性及び想定される制度設計の在り方や課題についての議論状況をまとめたものです。同制度の導入の要否及び制度設計の在り方については、報告書の内容を踏まえ、継続して議論していく必要があるのではないかとしています。

注35にありますとおり、報告書において提示した制度設計の案及び論点の詳細は、資料13ページ目以降にある別紙のとおりですので、別途御参照いただければと存じます。

戻りまして、資料11ページの「4 違反行為による被害の未然防止・拡大防止のための団体による差止請求制度、個人情報の漏えい等により生じた被害の回復のための団体による被害回復制度の導入の要否」についてです。ある者の個人情報が違法に取り扱われている場合には、他の者の個人情報についても同様に違法に取り扱われている可能性が十分にあると考えられる中で、個人情報の違法な取扱いに対する適切な権利救済の手段を多様化し、より確実に救済を受けられる環境を整えていくことが重要であると指摘されていま

す。団体による差止請求制度や被害回復制度についても、検討会において導入の必要性や想定される制度設計について議論を行いました。

報告書は、課徴金制度と同様に、団体による差止請求制度・被害回復制度についても導入の必要性及び想定される制度設計の在り方や課題についての議論の状況をまとめたものです。同制度の導入の要否及び制度設計の在り方については、報告書の内容を踏まえ、継続して議論していく必要があるのではないかとしています。

注36にありますとおり、報告書において提示した制度設計の案及び論点の詳細は別紙のとおりですので、別途御参照いただければと存じます。

「5 漏えい等発生時の体制・手順について確認が得られている場合や違法な第三者提供が行われた場合における漏えい等報告等の在り方」についてです。委員会規則で定めるところによる、報告対象事態が発生した場合の委員会への報告については、体制・手順に係る認定個人情報保護団体などの第三者の確認を受けること等を前提として、一定の範囲で速報を免除することを可能としてはどうかとしています。さらに、漏えいした個人データに係る本人の数が1名であり、誤交付・誤送付のようなケースについては、委員会への報告のうち確報を、一定期間ごとに取りまとめた上で行うことを許容することとしてはどうかとしています。

また、違法な個人データの第三者提供についても報告対象事態としてはどうか、違法な第三者提供については、行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうかとしています。

なお、2月5日、2月19日にお示しした項目についても、表現の明確化や全体の平仄の観点から、各回の委員会資料から所要の修正を行っております。

また、本資料の概要は資料1-2のとおりですので、適宜御参照いただければと存じます。

続いて、資料1-3を御覧ください。1月22日に、個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の今後の検討の進め方と制度的課題の再整理をお示しし、その後、2月5日の委員会から順次制度的課題の具体的な考え方をお示ししているところですが、当委員会においても関係者との意見交換・対話を密に図るべきとの御発言を頂いており、また、その状況を委員会に報告いただきたいとの御発言を頂いておりました。

これを踏まえ、事務局においては、昨年実施した事務局ヒアリングに御対応いただきました有識者、関係団体について、現在の検討状況をフィードバックするとともに、御意見があれば頂ければとお願いをしておりました。

資料1-3としてお示ししているものは、頂いた御意見を事務局において分類し、その概要をまとめたものとなります。

1ページ目にありますとおり、本日時点で8名の有識者、13団体から御意見を頂戴しております。

本資料の構成としては、2ページ目から「総論・全体的な意見」、4ページ目から「短

期的に検討すべき追加論点について」、13ページ目から「再整理された制度的課題について」、21ページ目から「その他」としており、それぞれの大項目内において論点ごとに御意見を分類しております。

本日は個別の御意見についての御紹介は割愛いたしますが、短い期間でお願いした中、多様かつ詳細な御意見を頂いたと認識しており、事務局として改めて分析・検討するとともに、引き続き関係者との議論を加速させていきたいと考えております。

今後も追加で御意見を頂く可能性もあると認識しており、その状況について適宜取りまとめの上、委員会に御報告をさせていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見をお願いします。

では、浅井委員、お願いします。

○浅井委員 ありがとうございます。事務局の御説明、どうもありがとうございました。

私からコメントさせていただきます。全体像について、一言申し上げます。

まず、我が国が提唱して当委員会も推進しているDFFT、つまりは信頼性のある自由なデータ流通の観点からも、個人情報保護政策に関する検討を進めていく際には、最新の国際動向や各国・地域での制度の潮流と共鳴していくことが重要であると考えています。

つい先週、私は米国出張をしてきましたが、その際に、米国政府のカウンターパートと意見交換をする機会があり、日本の個人情報保護法の3年ごと見直しの状況についても共有いたしました。その際の意見交換を通じて、規制とデータの利活用のバランスの重要性を再認識いたしました。

私としては、例えばAI開発を念頭に置いた統計目的のための利用に際しての本人関与を緩和するという議論は、データの利活用の点でその方向性を同じにするものと感じた次第です。

また、課徴金についても、各国・地域で導入されている現状を注視すれば、執行の実効性確保のためには必要不可欠であると考えています。

今回の3年見直しの検討は、個人情報保護政策の国際動向を踏まえると、タイミングにかなった内容であり、内外の関係者の理解を得ながら、これを今後具体化していくことが重要であると考えます。

以上です。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

宍戸委員、お願いします。

○宍戸委員 ありがとうございます。

私からも都合3点申し上げたいと思います。

第1に、本日、お示しいただきました考え方（案）の第2の「1 個人情報取扱事業者

等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方」は、本委員会が1月22日に決定いたしました、いわゆる「今後の検討の進め方について」において明示的な論点として提示したものであると思います。この規律の在り方の議論によりましては、今後の個人情報保護法の見直しの中で、従来の個人情報保護法制の考え方である個人情報を取り扱う者に義務を課しそれに対して制裁を科すことから、一歩進んだ規律になり得るところもあろうかと思っておりますので、早期に更なる検討を進めて、また、必要な場合には様々な方々から御意見を伺っていくことが必要ではないかと考えております。

2点目、今の点とも関連いたしますけれども、資料1-3で御整理を頂きましたように、この3年ごと見直しに関する検討のプロセスの中で、様々な有識者あるいはステークホルダーの方々から、短期間にこれだけの御意見が既に寄せられていることは非常に有り難いことだと思っております。この場を借りて御礼を申し上げますとともに、とりわけ事務局において大変な作業をしていただいていると思っております。大変な作業をしていただいているところ、更に頑張ってくださいと申し上げるわけがございますけれども、引き続きステークホルダーとの協議を進めていっていただきたいと思います。

本日、御提出をいただきました資料1-1を拝見いたしますと、例えば第1の1の(1)の統計情報等の作成等については、以前、提出していただいた資料から注の部分がより詳細になっており、これも先ほど御説明がありましたけれども、ステークホルダーの方々のお話を伺っていく中でこのような記載の更なる明確化・具体化が図られてきていると思っております。こういった観点からも、ステークホルダーの方々によく御議論をすることで、ベターレギュレーションに向かっていくことについても御理解を頂きながら進めていただければと思っております。

3点目でございます。これは事務局の方々の方がお詳しいと思っておりますけれども、政府におかれましては、例年、夏に向けて様々な政策のパッケージを取りまとめて、内容によっては閣議決定あるいは本部決定という形で進めていかれるといったプロセスを踏まれると承知をしております。私も有識者として一構成員を務めております、デジタル行財政改革会議が2月20日に開催されました。そこにおきましては、今夏に「デジタル行財政改革取りまとめ2025」を策定するという方向性が示されております。

また、当日の会議におきましては、石破総理より、プライバシーの保護とデータ活用の両立などの視点を踏まえて、データ利活用制度の在り方について方針を定めるよう御指示があったところでございます。もう早いもので3月であり、6月までそう時間がないと思っております。データ利活用制度に関する検討会も非常に急ピッチで議論をしているところでございます。

こうしたプロセスが走っている中で、個人情報保護委員会がその期待されている役割を十分に果たすことができるよう、この3年ごと見直しを含めた委員会内部での議論を加速し、また、発信していただければと思っております。

私からは以上でございます。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

では、清水委員、お願いします。

○清水委員 ありがとうございます。1点だけ申し上げたいと思います。

今回、3年ごと見直しの各論点の具体的規律の方向性（案）が全て出そろったことになったわけで、まずは事務局の御尽力に感謝したいと思います。

委員会の議論も踏まえて、ステークホルダーからのフィードバックをお願いしているところではありますが、意見照会をかけた団体、特に主要経済団体からはまだ御意見が出そろっていないようでございます。この先のステップに進むためには、事業者側の協力は不可欠であることから、全ての項目の集約に時間を要するようであれば、段階的にでも結構ですのでフィードバックを頂き、着実に議論を進めていただきたいと思います。

また、意見提出のあった消費者団体等とは密接に意見交換を進めていただき、議論をまとめていただきたいと思います。

以上です。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

高村委員、お願いします。

○高村委員 同意規制の在り方について意見を申し上げます。一定の場合に目的外利用や要配慮個人情報の取得、第三者提供について、本人の同意を不要とすることについては、一昨年のヒアリングにおいて指摘があった点であり、重要な論点です。今回、「本人の権利利益への直接の影響の有無等」という新たな視点で整理を行ったものと理解していますが、これに対しては賛同する意見がある一方で、慎重な意見も見られます。そして、賛同する意見も無条件で賛同しているわけではなく、対象行為の特定化や適切なガバナンスの確保等の条件が必要というものであると理解しています。また、慎重な意見も、データの利活用には法令遵守体制の確保や違反行為への制裁措置等が同時に必要というものであると受け止めています。

個人情報の分野は、一つの事業者又は一つの行政機関等の特定の職員の違反行為であっても、極めて多数の本人の権利利益への直接的な影響等が発生し得る分野です。しかも、一たび発生すれば事後的に完全に被害を回復することが困難な分野であることから、この論点については双方の考え方を十分に踏まえながら議論を進めていただきたいと思います。

以上です。

○大島委員長代理 ほかにはいかがでしょうか。

では、藤本委員、お願いします。

○藤本委員 全体的な方向性・考え方については賛同をいたします。

今後に向けてのコメントになりますけれども、ルール違反には適切に対応できるようにしつつ、企業などの組織における実務に過剰な負担にならないように、適切な説明やコミ

コミュニケーションを実施していくということが大切だと思います。よろしく申し上げます。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特に修正の御意見はないようですので、原案のとおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

また、本議会の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「令和5年度施行状況調査（令和6年度実施）の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 令和5年度における行政機関等の個人情報保護法の施行の状況について御説明いたします。

資料2-1の1ページのとおり、今年度の調査対象は、国の行政機関が50機関、独立行政法人等が189法人、地方公共団体の機関が3,286団体、地方独立行政法人が165法人でした。令和5年4月1日から令和6年3月31日までの状況について、令和6年3月31日現在の状況を調査しております。令和5年度からは、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に対し、個人情報保護法が適用されたことを受け、今回の調査から地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が調査対象に加わっております。

「1 個人情報ファイルの状況」ですが、個人情報ファイル簿の作成が必要となる個人情報ファイルの数は、資料に記載のとおりであり、前回調査から極端に増減はしておりません。また、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、今年度の調査が初となるため、前年度調査の数値は記載がありません。

2 ページは、個人情報ファイルの数の推移のグラフとなっております。

3 ページの「個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供等の状況」ですが、公的規律が適用される行政機関等における目的外利用・提供したファイルの数を記載しております。

また、4 ページには、国立大学法人や地方公共団体の機関における病院業務、病院事業を行う地方独立行政法人等、民間規律が適用される団体の目的外利用や第三者提供した個人情報ファイルの数を記載しており、いずれにおいても個別の法令に基づく利用・提供が最も多い結果となりました。

5 ページの「2 開示、訂正又は利用停止請求の状況」ですが、令和5年度の請求件数は資料に記載したとおりです。

6 ページに、請求に対する開示決定等の状況を記載しております。行政機関及び独立行

政法人等の開示請求の開示の割合等について、前年度と比較して大きな変化はありませんでした。地方公共団体及び地方独立行政法人については、今回が初の調査となるため、今後の推移を確認してまいります。

また、開示決定等に対する不服申立として行われる審査請求の件数については、7ページに記載したとおりです。

7ページの「3 安全管理措置の運用状況」の「(1) 安全管理措置に係る規定の整備状況」ですが、事務対応ガイド等に記載されている安全管理措置に関する規定があるかを調査しております。例えば、公的規律が適用される行政機関等であれば、責任者を定める規定があるか、情報システム室への侵入防止に係る規定があるかなど、31項目について規定の整備状況を確認しており、行政機関及び独立行政法人等については、おおむね必要な規定が定められていました。

8ページの「イ 地方公共団体の機関の状況」ですが、外的環境の把握を除く調査項目のうち、いずれかについて未整備項目のある団体の割合が43.3%でした。なお、この43.3%は、規定を全く定めていない団体が43.3%あるという意味ではなく、調査した項目のうち一つでも規定を整備していない項目があると回答した団体の割合が43.3%あるという意味となります。また、情報セキュリティポリシーで担保していることや、ノウハウ不足を理由として一部の規定を定めていない団体、調査日時点では規定が整備されていないものの、回答時点では整備済みの団体も確認されました。この結果を踏まえた対応については後ほど説明します。

「ウ 地方独立行政法人」については、外的環境の把握を除く調査項目のいずれかについて、未整備項目がある団体の割合は43.0%となっており、設置団体の規定により対応することなどを理由として一部の規定を定めていない法人や、調査日時点では規定を設けていないものの、回答時点では規定を設けている法人が確認されました。

「(2) 個人情報の漏えい等事案の状況」ですが、行政機関において1,279件、独立行政法人等において2,534件となっており、前回調査と比較して大きな変化は認められません。なお、個人情報保護法に基づく報告義務が課されない事案も含む件数のため、当委員会の年次報告の件数とは一致しておりません。

9ページに「監査・自己点検の実施状況」を記載しております。行政機関及び独立行政法人等と比較して、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の未実施の割合が高くなっていますが、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人については、令和5年度に規定を定め、当該規定に基づき令和6年度から監査及び自己点検を実施予定であることや、具体的な実施方法が整備されていないことなどを理由として、監査及び自己点検が未実施の団体が確認されました。

「(4) 個人情報ファイル簿の作成・公表の状況」ですが、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における個人情報ファイル簿の公表状況を確認したところ、それぞれ約1割が調査日時点において個人情報ファイル簿を公表していませんでした。なお、調査日時

点では個人情報ファイル簿を公表していなかったものの、回答時点では公表している団体も確認されました。

これらの結果を踏まえた今後の対応として、9ページの「4 今後の対応」を記載しております。まず、「(1) 一部の項目に係る規定の不備等についての対応」のとおり、規定未整備及び監査・自己点検の実施について注意喚起するとともに、「規定未整備に係る対応」と次ページの「監査・自己点検未実施に係る対応」に記載した内容を実施したいと考えております。

まず、「規定未整備に係る対応」について、一部の項目に係る規定を整備していない理由として、規定を作成するためのノウハウ不足を挙げる団体が認められたことから、規定のひな型を作成し、配布します。また、規定を整備していないと回答した団体の中には、情報セキュリティポリシー等に同様の規定がある団体もあり、実態としては規定があると考えられることから、次回調査においては、このような場合は規定未整備に該当しないことを記入要領に明示する等して、より正確に実態を把握することができるよう改善を図ります。

次に、10ページの「監査・自己点検未実施に係る対応」ですが、令和5年度は地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に対する個人情報保護法の適用初年度であり、令和5年度に規定を定め、監査・自己点検は令和6年度からの実施とした団体があり、来年度調査においてはより一層の実施が期待できると考えています。

一方で、具体的な実施方法が整備されていないことから未実施になっているとの回答も認められたため、当委員会のホームページで公表している「地方公共団体等における監査のためのチェックリスト」を活用し、適切に監査・自己点検を実施するよう注意喚起を行います。

「(2) 個人情報ファイル簿未公表に係る対応」ですが、一部の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人において、個人情報ファイル簿が調査日時点において未公表となっていることが確認されたことから、規定の整備と同様に注意喚起を行います。

加えて、個人情報ファイル簿が未公表となっている市町村には小規模な団体が多いことから、注意喚起を実施した後に個別に実施状況のフォローアップも行います。

結果の説明は以上となります。

報告書について、掲載の準備ができましたら、当委員会のホームページに掲載する予定です。

また、本日の委員会資料につきまして、委員会ホームページに報告書をアップロードした際に同時に公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

○大島委員長代理 ありがとうございました。

ただいまの説明について御質問、御意見を申し上げます。

清水委員、よろしく申し上げます。

○清水委員 御説明ありがとうございました。

令和5年度における行政機関等における個人情報保護法の施行状況について御報告をいただきましたが、おおむね適正に施行されているものと受け止めました。地方公共団体は今回初めての調査であるところ、規定の不備等があり、今後の対応として資料に記載されているとおり、注意喚起をした上で改善状況を注視していただきたいと思います。

もう一点、個人情報ファイル簿を公表していない自治体が調査日時時点で約1割あったことです。個人情報ファイル簿の作成・公表は法第75条で義務付けられており、早急に整備するようにはしていただきたい。個人情報ファイル簿を公表していないのは小規模な自治体が多いとのことですが、小規模な自治体であれば保有する個人情報ファイルも限られると想定されるので、迅速な対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○大島委員長代理 ほかにはよろしいでしょうか。

行政機関等の個人情報保護法の施行状況につき、きめ細かい調査をしていただき、まずは感謝申し上げたい。

伺って感じたことは、清水委員のお話にもありましたが、まだ不十分な点もあり、引き続き、丁寧かつ、きめ細やかなフォローをお願いしたいと思います。

ほかに修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日公表とし、準備が整い次第、委員会のホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「令和6年度定期的な報告（令和7年度実施）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 令和6年度における特定個人情報の取扱状況に係る地方公共団体等による定期的な報告（令和7年度実施）について説明いたします。

まず、「1 概要」についてです。根拠規定である番号法第29条の3第2項及び特定個人情報の取扱状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則に基づいて、毎年度報告を求めるものとなっております。対象機関は、各都道府県、各市区町村、保護評価書を提出している教育委員会などの地方公共団体等で、令和6年度は2,207の機関から報告を受けております。報告内容は、特定個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じた措置に関する事項等です。

次に、「2 令和7年度に報告を求める内容」についてです。

1点目は、「安全管理措置の実施状況」です。特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの安全管理措置の遵守状況を確認するため、昨年同様、規程等の整備、研修・監査の実施、ログの分析等の基本的な項目について報告を求めるものです。

「前回からの変更点」を御覧ください。ガイドラインの遵守状況の精度を高めるため、「研修未受講者への対応」と「ログの分析等」の報告項目を追加することとしております。また、「人事異動に伴うアクセス権限の付与または削除」について、ほぼ全ての機関が実施済みとなっていることから、来年度から報告を求めないこととしております。

2点目は、「委託及び再委託の実施状況」です。令和7年度も令和6年度と同様に委託先の安全管理措置の事前確認、委託先・再委託先の監督、再委託の許諾等の6項目について報告を求め、改善状況を確認したいと考えております。また、昨年度は調査項目として掲載していた「特定個人情報保護評価の実施状況」について、令和7年度から別途調査を実施するため、報告を求めないこととしております。

「3 今後の予定」ですけれども、5月上旬に都道府県を通じて各機関宛てに報告を求める通知を行い、7月中旬を報告期限として考えております。

続きまして、今年度の定期的な報告を受けて実施いたしました、地方公共団体等に対するフォローアップの実施状況について説明いたします。資料3-2でございます。

必要な措置が講じられていない各機関へフォローアップとして4項目実施しております。一つ目は、安全管理措置のうちログの分析等の項目において「令和6年度中に実施できない。」と回答した42機関に対して個別に電話連絡をし、具体的な状況や未実施の理由などをヒアリングして、ログの分析等を実施するためのアドバイスを行うなど、フォローアップを実施しました。フォローアップの結果、多くの機関から令和6年度中に実施したいという回答がございました。

また、令和6年度中に検討等が間に合わないといった機関においても令和7年度中に改善を行う旨の発言があったことから、昨年度に引き続き電話によるフォローアップの効果があったものと認識しており、来年度調査における更なる実施状況の改善を見込んでおります。

二つ目は、委託及び再委託の監督が実施できていなかった機関について、ログの分析と同様、「令和5年度に実施していない。」と回答した46機関に対して個別に電話連絡をし、フォローアップを実施いたしました。フォローアップの結果、令和6年度中から確認したいと回答が多くございました。令和6年度においては委託契約等が終了しており、令和6年度に改善ができなかった機関においても令和7年度中に改善を行う旨の発言があったことから、来年度調査における更なる実施状況の改善を見込んでおります。

三つ目は、ログの分析等の項目及び委託先・再委託先の項目以外の安全管理措置の項目について、「令和6年度中に実施できない。」と回答した162機関に対して、安全管理措置を徹底していただくため、参考資料として委員会公表資料等をメールにより提供しました。安全管理措置の項目や対象機関数、提供した資料の一覧については資料のとおりとな

ります。

四つ目は、令和5年度に事後評価の適用対象となり得ると整理された六つの事務について、特定個人情報保護評価が「未実施」であると回答した394機関に対するフォローアップとして、実施状況等について追加調査を行いました。また、追加調査においてもなお事後評価が未実施であると判明した機関に対し、必要に応じて電話等による個別フォローを行うことにより、令和7年3月5日現在、全ての機関において保護評価が実施済みであるということを確認しております。

説明は以上となります。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

宍戸委員、どうぞ。

○宍戸委員 御説明ありがとうございます。

定期的な報告、それからフォローアップ、非常に丁寧にお進めいただいていると思います。今回の報告、フォローアップの対象ではないのかもしれませんが、番号法が改正されてマイナンバーの利用事務が拡大されていくという中で、安全管理等、マイナンバーを取り扱う地方公共団体等の活動、また、安全管理措置が適切に行われているかということについては引き続き事務局において注視を頂きたい、また、何かあれば御報告いただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○大島委員長代理 よろしいでしょうか。

特に修正の御意見はないようですので、原案のとおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は退席願います。

(監督関係者以外退室)

○大島委員長代理 議題4「監視・監督について」、事務局から説明をお願いします。

(内容について非公表)

議題5「令和6年度第3四半期における監視・監督の状況について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 本件は、個人情報保護委員会における監視・監督権限の行使状況及び漏えい等報告の処理状況について、令和6年度第3四半期の状況を対外公表するものであります。

これらの文書は、当委員会の監視・監督活動について国民の皆様により詳しく知って

いただくとともに、事業者及び行政機関等における適正な個人情報・特定個人情報の取扱いの参考としていただくため、今年度から公表することとしたものであり、今回は第1四半期、第2四半期に続いて3回目の公表となります。

資料5-1を御覧ください。

「令和6年度第3四半期における監視・監督権限の行使状況の概要」でございます。

1ページ目、「公表事案」でございますが、令和6年度第3四半期においては該当がございませんでした。

そのほか、公表事案以外の監視・監督権限の行使につきましては、2ページ目以降に記載しております。

2ページ目ですが、個人情報保護法に基づく指導・助言が計129件あり、民間事業者は100件を占めております。

不正アクセスを原因とする漏えい等事案を中心に、安全管理措置の不備等について指導を行っており、不正アクセスによる漏えい等の原因として、VPN機器の脆弱性やECサイトを構築するためのアプリケーション等の脆弱性が公開され、対応方法がリリースされていたにもかかわらず、事業者が放置していたこと、ID・パスワードが容易に推測されやすいものとされていたことなどが見受けられました。

3ページから12ページまで、指導・助言を行った事案の概要を記載しており、13ページにはこれらの指導の内容別・業種別・人数別の件数を記載しております。

また、14ページ目ですが、行政機関等の指導・助言は29件であり、誤廃棄・紛失といったヒューマンエラーを原因とする漏えい等事案に対し、安全管理措置の不備等について指導を行いました。

14ページから15ページに事案の概要を記載しており、16ページに内容別・対象別・人数別の件数を記載しております。

17ページ目ですが、個人情報保護法に基づく報告徴収、立入検査等は計3件ございました。

18ページ目からは、マイナンバー法に基づく権限行使でございます。指導・助言は15件、報告徴収、立入検査は0件ございました。

続いて、資料5-2を御覧ください。

「令和6年度第3四半期における漏えい等報告の処理状況」でございます。

1ページ目ですが、令和6年度第3四半期の漏えい等報告の処理件数は、個人情報7,140件、特定個人情報1,826件となっております。

2ページ目ですが、個人情報の7,140件に関しましては、前四半期から件数が大幅に増加しておりますが、これは社会保険／人事労務業務支援システムを運営するシステム会社のサーバが不正アクセスを受け、ランサムウェアにより同社のシステム上で管理されていた個人データが暗号化され、漏えい等のおそれが発生した事案に関し、多数の委託元から報告が寄せられていたところ、令和6年12月の委員会において当該委託元に対する調査

も含めて処理が終了したことによるものでございます。

4 ページ目ですが、特定個人情報1,826件に関しましても先ほどの事案に関する漏えい等報告が含まれておりますが、この事案では、原則的にマイナンバーは保管されない仕組みであり、マイナンバーが管理される場合であっても、高度な暗号化により秘匿化がされた状態で保管されていたことが判明したため、報告対象事態には該当しないことになっております。

個人情報、特定個人情報の処理件数の詳細は、資料を御参照ください。

本件につきましては、本日の委員会で御決定いただければ、委員会ホームページに掲載することとしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見をお願いします。

藤本委員、お願いします。

○藤本委員 御説明ありがとうございます。

本議題の資料では、全体的な状況が分かりやすくまとめられており、サイバー攻撃などによる不正アクセス事案が多いことを確認できました。案件に応じて、技術的安全管理措置のほかにも、組織的安全管理措置、人的安全管理措置に関する指導なども実施されており、効果的な指導になっているかなと思います。引き続きよろしく願いいたします。

技術的安全管理措置に関する指導は非常に重要であると思うのですが、効果的な指導を行うためには他のサイバーセキュリティ機関との連携というものがますます必要になってきているように思います。現状、どのような取組があるかについて、確認させていただければと思います。

○片岡参事官 御説明申し上げます。

サイバーセキュリティ関係機関との連携として、不正アクセスによる漏えい等が発生した場合に、覚書を交わした上で、他機関への報告制度について相互に紹介することとしております。具体的には、サイバーセキュリティの脆弱性に関する情報を収集・公表しているIPAへの報告を促すほか、サイバーセキュリティの捜査部署を有しております警察庁への報告を促すこととしております。他方、IPAや警察庁への報告がなされた場合で、義務である個人情報保護委員会への漏えい等報告を行っていないときには、報告を促すようにしてもらっています。また、覚書に基づいて、重要インフラを提供する機関による大規模なインシデントについて、NISCと共同でヒアリングを実施する場合もございます。

また、今年度からサイバーセキュリティ関係機関との連携を強化するため、連絡会を四半期ごとに開催しております。その第1回目を昨年12月に行っております。連絡会のメンバーは個人情報保護委員会、NISC、警察庁、IPA及びJPCERTでございます。

連絡会では、個人情報保護委員会からは、本議題で御説明したような「監視・監督権限の行使状況の概要」に基づいて不正アクセス事案の動向を御説明する一方、他のサイバ

一セキュリティ関係機関から、最近の動向を踏まえた問題意識や専門的な知見について御説明いただいております。

サイバーセキュリティ関係機関より専門的な見地から助言を得て、個人情報保護委員会としては、個人情報保護法上求められる各種の方策等の検討・把握等に資するものとして、連絡会を生かしていきたいと考えております。

私からは以上です。

○藤本委員 ありがとうございます。

連携して進められている様子がよく分かりました。

○大島委員長代理 ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

修正の御意見もないようですので、原案のとおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の進め方を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。

議題6「令和6年度第3四半期における総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 本件は、「個人情報保護法相談ダイヤル」及び「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」の令和6年度第3四半期における受付状況につきまして、対外公表するものでございます。

「個人情報保護法相談ダイヤル」及び「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」の受付状況につきましては、個人の方や事業者等がそれらをタイムリーに把握し、個人情報等及び特定個人情報の適正な取扱いの参考とすることができるよう、令和6年度第2四半期から四半期ごとに対外公表することとしております。そして、今回は2回目の対外公表となります。

それでは、1ページ目を御覧ください。1ページ目には、「個人情報保護法相談ダイヤル」及び「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」における対応の概要を記載しております。

「個人情報保護法相談ダイヤル」及び「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」においては、数多くの「質問」や「苦情」に応じております。「苦情」につきましては、それを解決するために必要な法令やガイドラインの規定を相談者に案内し、その内容を基に事業者等に事情を聞く、又は要求等をするといった対応を行うよう相談者に促すなどして、まずは相談者と事業者等の当事者間で自主的に解決していただくようにしております。その内容につきましては、後ほど御説明する5、6、11及び15ページ目の表中の「助言等内容」の

欄に記載しておりますが、それぞれの記載内容につきましては、当事者間が苦情を自主的に解決する際の参考にもなり得ると考えております。また、当事者間で「苦情」を自主的に解決することができず、一定の事由に該当する場合には、当委員会が相談者と事業者等の間に立って解決を促す「苦情あっせん」を行っております。さらに、個人情報保護法やマイナンバー法の違反のおそれがあることが明らかであり、個人の権利利益の保護の観点から問題がある相談が寄せられた場合には、監視・監督権限の行使を担当する部署に情報提供を行い、当該部署において事案に応じて適切に対応しております。

2 ページ目を御覧ください。令和6年度第3四半期における「個人情報保護法相談ダイヤル」及び「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」の総受付件数は6,663件、苦情件数は2,429件、質問件数は3,633件、その他の件数は601件です。また、一日平均の総受付件数は107件、苦情件数は39件、質問件数は58件、その他の件数は9件と、引き続き数多くの相談が一日に寄せられております。

3 ページ目からは、「個人情報保護法相談ダイヤル」の民間部門、個人情報保護法の民間規律に関する相談の受付状況になります。令和6年度第3四半期における総受付件数は5,365件、苦情件数は1,983件、質問件数は3,031件、その他の件数は351件です。

4 ページ目には、主な苦情の類型ごとの件数を記載しております。「第三者提供」、「利用目的」、「漏えい等の報告等」に関する苦情が多く寄せられておりました。個人の権利利益の侵害に直接的な影響を及ぼすおそれが大きい「不適正利用の禁止」、「適正な取得」に関する苦情につきましても、令和6年度第2四半期に引き続き一定程度寄せられております。

5 ページ目及び6 ページ目は、4 ページ目にお示した類型ごとの主な「苦情内容」とそれらに対する「助言等内容」を記載しております。

7 ページ目を御覧ください。令和6年度第3四半期における「個人情報保護法相談ダイヤル」での苦情あっせん申出受付件数は6件です。具体的には、事業者のホームページに掲載されている保有個人データ、個人情報の削除を求める苦情の申出等が寄せられておりました。

8 ページ目には、主な質問の類型ごとの件数を記載しております。「第三者提供」、「漏えい等の報告等」、「利用目的」に関する質問が多く寄せられておりました。

9 ページ目からは、「個人情報保護法相談ダイヤル」の公的部門、個人情報保護法の公的規律に関する相談の受付状況になります。令和6年度第3四半期における総受付件数は889件、苦情件数は396件、質問件数は378件、その他の件数は115件です。

10 ページ目には、主な苦情の類型ごとの件数を記載しております。「利用及び提供の制限」、「開示等」に関する苦情が多く寄せられておりました。

11 ページ目は、10 ページ目にお示した類型ごとの主な「苦情内容」とそれらに対する「助言等内容」を記載しております。

12 ページ目には、主な質問の類型ごとの件数を記載しております。前期に引き続き

「利用及び提供の制限」、「開示等」に関する質問が多く寄せられておりました。

13ページ目からは、「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」の受付状況になります。令和6年度第3四半期における総受付件数は409件、苦情件数は50件、質問件数は224件、その他の件数は135件です。

14ページ目に、主な苦情の類型ごとの件数を記載しております。「安全管理措置」に関する苦情が多く寄せられておりました。

15ページ目は、14ページ目にお示した類型ごとの主な「苦情内容」とそれらに対する「助言等内容」を記載しております。

16ページ目を御覧ください。令和6年度第3四半期における「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」での苦情あっせん申出受付件数は2件です。いずれも事業者等に個人番号が記載されたマイナンバーカードの裏面のコピーを収集された苦情の申出です。なお、このような苦情につきましては、委員会が助言を行った結果、当事者間による自主的な解決が図られたため、苦情あっせんに至らなかったものも見られました。具体的に申し上げますと、マイナンバー法第20条の収集の制限等の規定を相談者に説明し、相談者と事業者との間の自主的な解決を促した結果、相談者から「事業者に対して収集されたマイナンバーカードの裏面のコピーの削除を要求したところ、当該事業者がそれに応じた」旨の報告を頂いたという事例がありました。

同じく16ページ目には、主な質問の類型ごとの件数を記載しております。「安全管理措置」に関する質問、具体的に申し上げますと、特定個人情報の保存期間やその廃棄方法を問う質問が多く寄せられました。

なお、当委員会では、「個人情報保護法相談ダイヤル」、「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」のほかにも、「PPC質問チャット」や「行政機関等からの相談・照会窓口」等を設けて個人情報等に関する各種相談に対応しているところです。「PPC質問チャット」の利用件数につきましては8ページ目に、「行政機関等からの相談・照会窓口」の回答件数につきましては12ページ目にそれぞれ記載しております。

本件につきましては、本日の委員会で御決定いただければ、委員会ホームページに掲載することとしたいと考えております。

説明は以上になります。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見をお願いします。

清水委員、お願いします。

○清水委員 ありがとうございます。

第3四半期の総合的な案内所の活動について御報告いただきありがとうございました。大変分かりやすくまとめていただいている、何らかの情報を得たい第三者が読んだ場合でも内容がよく分かるようにまとまっていると思います。ありがとうございました。

本事業では、当事者間の自主的な解決を促すという基本方針に基づいて、民間・公的い

ずれの部門の案件についても相談者に対して関係する法令等を案内して助言を行い、適切に対応していただいていると理解いたしました。今後とも、監視・監督室等とも適切に連携して、極力相談者の不安の払拭につながるよう丁寧な対応に努めていただきたいと思います。そのような丁寧な対応を通じて委員会の信頼性も高まり、それがまた有用な情報提供につながっていくとも期待しておりますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

○大島委員長代理 ほかにはいかがでしょうか。

特に修正の御意見もないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは次の議題に移ります。

議題7「令和7年度 実地調査及び立入検査計画について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 令和7年度の実地調査及び立入検査計画について御説明いたします。基本的な内容は、令和6年度の計画を踏襲したものとなっております。

「1. 個人情報の保護に関する法律に基づく実地調査及び立入検査」の「(1) 実地調査及び立入検査実施方針」の一つ目の丸のとおり、行政機関、独立行政法人等に対しては、個人情報の保有状況等を踏まえ、個人情報保護法に基づき計画的な実地調査を実施したいと考えております。

二つ目の丸のとおり、地方公共団体等に対しては、過去の漏えい等事案の有無やその規模等、マイナンバー法に基づく立入検査との一体性や実地訪問の効率性、地域バランス等も加味して選定し、個人情報保護法に基づく計画的な実地調査を実施したいと考えております。また、令和6年度から地方公共団体等を対象に施行状況調査を実施したことから、その結果も踏まえ、実地調査先を選定するため、その旨も記載しております。

三つ目の丸のとおり、計画的な実地調査は、マイナンバー法に基づく立入検査と一体的に行うことにより、効率的かつ効果的に実施したいと考えております。

四つ目の丸のとおり、計画的な実地調査のほか、漏えい等事案の報告、個人情報保護法に関する総合的な案内所に寄せられている情報などを踏まえ、必要に応じ、随時に実地調査及び立入検査を実施したいと考えております。

「(2) 実施予定数」ですが、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等で約50～60件を予定しております。

「2. マイナンバー法に基づく立入検査」の「(1) 立入検査実施方針」ですが、一つ目の丸のとおり、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体情報システム機構に対しては、

マイナンバー法等に基づき定期的な立入検査を実施したいと考えております。

次のページのとおり、立入検査の実施に当たっては、これまで立入検査で把握した各機関の個人番号の管理状況、各機関の規模、特定個人情報の取扱量及び漏えい等事案の有無などを踏まえ、立入検査を行いたいと考えております。

地方公共団体等に対しては、二つ目の丸のとおり、過去の漏えい等事案の有無やその規模、過去の立入検査の結果、定期的な報告の結果、個人情報保護法に基づく実地調査との一体性や実地訪問の効率性、地域バランス等も加味して選定し、マイナンバー法に基づく計画的な立入検査を実施したいと考えております。

三つ目の丸のとおり、計画的な立入検査は、個人情報保護法に基づく実地調査と一体的に行うことにより、効率的かつ効果的に実施したいと考えております。

四つ目の丸のとおり、計画的な立入検査のほか、漏えい等事案の報告、苦情あつせん相談窓口に寄せられる情報等を踏まえ、必要に応じ、随時に立入検査を実施したいと考えております。

「(2) 実施予定数」ですが、行政機関等や地方公共団体等で約50～60件を予定しております。

なお、本計画は漏えい等事案の発生、その他の状況により変更することがございます。

事務局からの説明は以上となります。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見を申し上げます。よろしいでしょうか。

では、特に修正の御意見もないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。